

令和4年度からのツブロックの条件について

令和4年3月1日

生徒指導部

STEP1 令和2年10月20日 岐南工フォーラムを実施した概要と議論の結果

“PTA 役員”と“PTA のクラス役員”の皆様、“1～3年生の各クラス代表生徒”+“生徒会役員”、校内の各分掌から、代表の先生が参加する5つの班で議論。

<議論の結果>

- 1) ソフトモヒカン、マッシュショートは、特異な髪形であり校則として認めるべきではない。
- 2) ツブロックについては、規定が決められるならば認めてもよいのではないか？

STEP2 学校内で検討（令和2年11～12月）

①各学年会としての意見

1年⇒ツブロックの条件が周知できれば認めても良い。規定がわかり難い場合、認めない方が良い。

2年⇒明確な理由がないので、「基本的には、目、耳、襟にかからない」との条件のみで良い。

⇒反社会的にも見えないのでよいのではないか？

3年⇒基準を明確にするのが難しい。

ツブロックを書類選考で落とすという企業担当者の声があるので相応しくない。

②各学科からの意見

①就職試験には相応しくない。社会全てが認める髪型ではない。ツブロックの規定が困難

②ツブロックでも爽やかな髪型に見える。事後指導の対応が難しい。条件を付ける場合、岐南工フォーラムだけではなく、教員側、生徒側の意見を広く聴き検討する必要がある。

③会社によっては評価が悪くなる可能性がある間は認めるべきではない。（企業様の意見が必要）

STEP3 教員・保護者・各クラスの生徒代表からの意見よりツブロックの解禁への方向性を検討

⇒問題点は、“ツブロックをどのような条件で認めるか？”

そこで、本校の教育目的を考えて、「企業の方から望まれる人材を輩出する」を基軸に決定していくべきである。→就職試験でも問題のないツブロックの髪型であれば解禁へ

→専門家に確認する必要がある。美容専門学校に質問すべきではないか！？

STEP4 美容師の専門学校（4校）へのアンケートの実施とその結果（令和3年1～3月）

各専門学校に「就職試験でも大丈夫なツブロックの条件は？」との問いに、次の条件が返答された。

①サイドの刈り上げ部は、「3mm以上とする」or「5～6mm以上とする」のどちらかを採用するべきである。

②サイドの刈り上げ部が露出する幅は、「1～2cm以下とする」or「刈り上げ部に上の髪をかぶせる」のどちらかを採用すべきである。

STEP5 求人のために来校された企業の採用ご担当者様へのアンケート結果（令和3年7月）

各企業様からの回答を集計した結果を表-1に示します。 表-1 アンケート集計結果（7/12迄）

<アンケートの集計結果>

- ①Q1の質問で、74%程度の企業が「ツーブロックについては、「問題ない!」「良い印象を持った。」
- ②Q1の質問に対して、97%の企業が、「サイドのカットの長さが6mm以上であれば問題ない」との回答であった。
- ③Q2に回答した67%の企業が「頭髪指導は必要である」で、「必要ない」と回答したご担当者様でも、
- ・短髪はよいが茶髪等、染髪は禁止すべき!
 - ・短髪の髪型ならばスッキリしていて良いが、長髪は清潔感が無いのでダメだと思います。
 - ・目立つ髪型にする程、中身の実力が問われる!等のご意見を十数社から頂きました。

項目	会社数	割合
Q1,Q2の両方に回答した数:	184社	69.7%
企業の全回答数:	264社	
Q1刈り上げ部の長さへの回答（分母は全回答数）		
①0.8mmのカットを△or×:	69社	26.1%
②3mmのカットを△or×:	49社	18.6%
③6mmのカットを△or×:	2社	0.8%
④9mmのカットを△or×:	7社	2.7%
Q2頭髪指導の必要性への回答（分母は回答した数）		
頭髪指導は必要:	124社	67.4%
頭髪指導は不要:	60社	32.6%

STEP6 ツーブロック解禁についての検討結果（令和3年9月）

以上のSTEP1~5の調査結果と生徒さんや保護者様のご意見を反映させた場合、

条件①：サイドの刈り上げ部は、6mm以上の長さとする!

条件②：サイドの刈り上げ部の露出幅は、2cm以内とする。

STEP7 ツーブロック条件付試行期間（令和3年10月~令和4年2月）

生徒の皆さんにとって不利益とならないルールを決めたていくためのガイドラインをSTEP6までに決めました。STEP7では、令和3年10月~令和4年2月迄の間を試行期間としました。

<生徒議会からの見解>

生徒議会の主導で、各クラスの議員を通して各クラスでこのルールが守れているか否かを確認。

- ① 12月の生徒議会→2クラスの議員から「条件が守れていない人がいる」、「ツーブロックにしない方が良い!」との意見がありました。
- ② 1月の議会では、参加した全クラスの議員から、「概ね守れている」、「守れている」、「ツーブロックを認めても良いと考える」との回答が得られた。

生徒議会からの①②の結果、令和4年度にツーブロックを条件付で認めていく方向で考える。

<PTA役員会にて報告>

令和4年2月17日に実施されたPTA役員会で、前述の生徒議会からの意見を報告し、「令和4年度からはツーブロックを条件付きで認める方向で進めます。」とお伝えしました。

STEP8 令和4年度からの方針

STEP7の施行期間の状況から、令和4年度から下記の方針とします。

<令和4年度は、ツーブロックを①②の条件付で認めます!>

条件①：サイドの刈り上げ部は、6mm以上の長さとする!

条件②：サイドの刈り上げ部の露出幅は、2cm以内とする。

ただし、企業様の中には反対のご意見もありますので、本校が推奨するものではありません。保護者様と本人の自己責任として判断して下さい。